

緊急事態宣言発出に伴う愛知県臨床実習指導者講習会の開催について(第3報)

2021年2月22日掲載

受講者の皆さまへ

1月13日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、愛知県、岐阜県始め7府県に対し、緊急事態宣言が発令されました。期間は3月7日(日)まで延長されております。本日、2月22日(月)の段階では未だ解除されておられません。

つきましては2月27-28日予定されておりました、愛知県臨床実習指導者講習会の開催は中止と判断いたしました。

開催中止会場 2月27-28日 :中部大学 会場

緊急事態宣言解除後の臨床実習指導者講習会に関しましては、講習会開催週の月曜日に開催の可否について、県士会HP上でお知らせいたします。

受講者をはじめ会員の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、コロナ禍における緊急な対応にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年2月22日

臨床実習指導者講習会運営委員会

委員長 坂口勇人